

全社地発第46号
令和2年7月9日

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部長 橋本 泰宏 様

新型コロナウイルス感染症への対応に関する意見・要望等について

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

全国ホームヘルパー協議会

会長 神谷洋



ホームヘルパー（以下、「ヘルパー」）は、在宅ケアの最前線で、高い専門性と倫理性にもとづき、利用者が住み慣れた地域で自分らしい生活を送るためのサービス提供を通して、利用者の自立支援・重度化防止につなげています。

今般の新型コロナウイルス感染症への対応下、通所施設等が休業した場合に、代替サービスとして訪問介護の提供を依頼されるなど、在宅ケアの最後の砦としての役割が期待される一方、物資や人材が不足し、感染防止への対応も十分ではないなかで、ヘルパー自身が感染するリスクや感染を媒介して広げてしまうことへの不安を抱えながら従事しています。

つきましては、ヘルパーが安全にサービスを提供し、利用者も安心してサービスを受けることができるよう、下記の事項について要望します。

記

1. 感染防止対策のため、衛生・防護用品の優先的な支給及び感染防止マニュアルの作成をお願いします

本会が実施した「【第二弾】新型コロナウイルス感染症のホームヘルパー業務への影響等に関する緊急アンケート」（以下、緊急アンケート）では、自治体からの衛生・防護用品等の支給が進んでいる一方、必要量・要望量は満たされていないことが明らかとなりました。こうした状況に対して、各訪問介護事業所では、創意工夫により介護用マスク等の衛生・防護用品を自事業所で作成し不足分を補っている実態もあります。また、備えるべき衛生・防護用品の内容は事業所の判断に任されているため、ばらつきが生じています。

衛生・防護用品の確保は、ヘルパーと利用者を感染から守るために必要不可欠です。つきましては、訪問介護事業所において備えるべき衛生・防護用品（感染予防セット）

を示すとともに、訪問介護事業所に優先的に支給してください。

また、既に解説動画等を作成・配信されていますが、これに加えて、訪問介護事業における感染症対策マニュアルの作成・周知も必要と考えます。

※ 標準的な感染予防セットの内容例：介護用マスク、消毒用アルコール液、グローブ、ゴーグル、フェイスシールド、靴カバー、防護服、使い捨てエプロン、体温計、ごみ袋

2. 利用者への優先的なPCR検査の実施体制を整備してください

通所施設については、利用者に発熱があった場合には利用を断ることとされている一方、訪問介護は保健所や相談支援事業所と連携しつつ、サービスを継続して提供することが求められており、ひとり暮らしで支援する家族も近くにいないケースなどでは、ヘルパーが判断に迷いながらも使命感から訪問を続けている状況です。

すぐにはPCR検査が受けられないケースが多い現状にあって、利用者ならびにヘルパーが不安を抱えている実態があるため、利用者が安心してサービスを受け続けられ、ヘルパーも安心安全にサービスを提供することができるよう、発熱等のある利用者が優先的にPCR検査等の検査を受けられる体制が必要と考えます。

3. 発熱等の症状がある利用者への対応における統一的な指針を明確にしてください

利用者に発熱や咳等の症状がある場合、サービス提供時間を短縮するなどの対応を行っていますが、自治体や相談支援事業所によって考え方があり、判断に迷う状況があることから、訪問介護事業所の対応方法について、統一的な指針を示してください。

また、訪問介護事業所の休止が相次ぐような事態になれば、地域の在宅介護そのものの継続が危ぶまれます。これに備えて、例えば発熱等の症状がある利用者を受け入れる専用の療養施設を自治体が確保し、医療スタッフと介護員が対応するような体制を整えることも検討してください。

4. 地域の医療・保健・介護の連携を推進してください。

今後、第2波に備え、地域において医療・保健と介護の連携を進めることができます。介護サービス利用者に感染が発生した場合の情報共有や訪問介護事業所を休止せざるを得なくなった場合などを想定した他事業所からの応援の確保等について、各自治体で検討し早急に対策を講じるよう、国として方針を示して推進してください。

5. 訪問介護事業所の事業継続のための支援を講じてください

緊急アンケートでは、事業所の経費が「非常に増えている」「増えている」合わせて72%の回答者が増えたと回答しており、感染症対策として、マスク等衛生用品や人件費、通信費等でのかかり増し経費が発生していることがうかがえます。

また、39%の回答者が新型コロナウイルス感染症の影響により「利用が減少した」と

回答しており、感染リスクへの懸念から利用控えが生じていることがうかがえます。元々小規模な事業所が多い訪問介護においては、利用減少の影響は大きく、事業継続が困難になることもあります。

事業所の縮小や撤退によるサービス基盤の脆弱化を防ぐため、通所施設と同様に、訪問介護事業所の事業継続の方策を講じるようお願いします。

6. 人材確保のため、次期報酬改定での報酬引き上げをお願いします

通所施設が休業したり、地域住民による見守り活動も自粛される中にあって、訪問介護は欠くことのできない在宅ケアの基盤です。ヘルパーは利用者の体調悪化を予防し、在宅での生活を支えることで医療機関への負担集中による医療崩壊を防ぐことも貢献しています。

しかし、かねてより、訪問介護事業所は介護分野のなかでもとりわけ人材不足が大きな課題となっており、そうした中で、感染のリスクへの不安を抱えながらのサービス提供は非常に負担が大きく、仕事を続けられなくなるヘルパーも出かねません。

また、今回、人材不足の場合の訪問介護員の基準緩和が示されました。環境が整った施設ではなく、一人ひとり異なる利用者宅で本人の状況に合わせて行う訪問介護は、高い専門性を必要とするものであり、簡単に代替人員が確保できるわけではありません。

今後も訪問介護が地域包括ケアシステムにおいて役割を発揮できるよう、ヘルパーの人材確保について、中長期的な観点から対策を講じるよう要望します。

具体的には、次期報酬改定において、正規常勤職員を中心とした体制が安定的に確保できるような水準への報酬の引き上げをお願いします。また、利用者に質の高いサービスを提供するため、ヘルパーへの研修機会も拡充してください。

7. 第二次補正予算の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を確実にホームヘルパーに支給してください

令和2年5月27日に第二次補正予算が成立し、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金が創設され、介護施設・事業所に勤務する職員に対する慰労金が支給されることとなりました。すべての介護施設・事業所を慰労金の支給対象にすることとなっていますが、つきましては、利用者が安全に在宅での生活を送るための最後の砦ともいえるヘルパーによるサービス提供を適切に評価いただくとともに、訪問介護事業所に従事するすべての職員に対して慰労金を確実にご支給ください。